

多久市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

多久市長 香 月 正 則

## 多久市条例第 1 号

### 多久市行政手続条例の一部を改正する条例

多久市行政手続条例（平成 9 年多久市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経

過した」を削り、「、揭示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第32条中「この条」の次に「及び次条第2項」を、「市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。」の次に「次条第2項において同じ。」を加える。

第33条第2項中「行政機関」を「市の機関」に改め、同項第3号中「当該権限」の次に「の行使」を加え、同条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

第34条の2第1項中「法令等」を「法律又は条例」に、「、本市の条例又は佐賀県の条例」を「又は条例」に、「行政機関」を「市の機関」に改め、同条第2項第3号中「法令」を「法律又は条例」に改め、同条第3項中「当該行政機関」を「当該市の機関」に、「、本市の条例又は佐賀県の条例」を「又は条例」に改める。

第34条の3第1項中「行政庁」を「市長等」に、「行政機関」を「市の機関」に改め、同条第2項第4号中「法令等」を「根拠となる法令の条項」に改め、同条第3項中「当該行政庁又は行政機関」を「当該市長等又は市の機関」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第32条、第33条第2項各号列記以外の部分及び第3号並びに第4項第2号、第34条の2第1項、第2項第3号及び第3項並びに第34条の3第1項、第2項第4号及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項本文に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。